



# Tax Analysis

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年4月6日号

※本ニュースレターは、[中文](#)ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 中国税関総署による税関申告書の記入規範の改訂

中国税関総署は2016年3月24日に、「中華人民共和国税関輸出入貨物申告書の記入規範」の改訂に関する2016年第20号公告(以下「20号公告」)を公布し、輸出入貨物申告書(以下「税関申告書」)の構成および記入内容を変更した。当該公告は2016年3月30日から施行された。

税関申告書とは、輸出入貨物の荷受人、荷送人あるいはその代理人が、税関の規定する様式に従って輸出入貨物の実際の状況を書面で説明し、適用される税関制度により、貨物の通関手続を行うことを税関に要求する法律文書である。

今回の改訂は、税関申告書の20近い項目に関係し、同時に「中華人民共和国税関輸(出)入貨物届出リスト」に対しても修正および変更が加えられた。従来の税関申告書と比べて、新しい税関申告書には主に次のような変更点がある。

### A) 記入項目の追加

- 必ず記入すべき項目として、“特殊な関係の確認”、“価格の影響の確認”および“ロイヤルティ支払の確認”という、価格の審査と関連する三つの項目が追加された。これは徴税管理の強化を意図したものと考えられる
- “原産国(地区)”、“最終目的国(地区)”

および“貿易国(地区)”の項目が追加された。これらの項目により、税関は輸出入貨物の流れをよりよく把握することができる

- 申告者、荷送受人(従来は経営者)、消費使用者/生産販売者(従来は荷主)の18桁の統一社会信用コードの記入欄が追加された。これは“三証合一”改革にこたえたものである
- B) 申告商品の項目数の上限が20から50に増加した。これは、商品の項目数の制約により物流の証票が分割されるという問題を解決し、貿易の便宜を図るものである。
- C) 一部の申告項目の名称が変更された。“経営者”は“荷送受人”に、“荷受人”は“消費使用者”に、“荷送人”は“生産販売者”に改められ、関連する法律の表現と同じになった。
- D) “認可番号”、“生産メーカー”、“為替決済方式”等の、既に法的な根拠を失っているか、あるいは管理上の意味を持たない申告項目が削除された。

## デロイトのコメント

通関時の申告内容の追加は、中国税関の価格、原産地に対する審査および申告のコンプライアンス

スに関する重要な変化を意味する。クロスボーダーの貿易を行う企業はその影響に留意しなければならない。

### (1) 価格に係る申告項目に関する留意点

クロスボーダーの関連者間取引あるいは国外に対するロイヤルティーの支払がある企業は、今回追加された価格に係る次の三つの項目に、特に留意しなければならない。

- 特殊な関係の確認
- 価格の影響の確認
- ロイヤルティー支払の確認

「中華人民共和国税関：輸出入貨物課税価格評価弁法」(税関総署213号令：以下「213号令」)第16条、第17条では、税関が輸出入貨物の課税価格を評価する際、取引双方に特殊な関係があるか否か、特殊な関係がある場合、それが取引価格に影響を与えているか否かを考慮すると規定している。税関の“特殊な関係”の定義は、税務上の“関連関係”の定義よりも広いことに留意が必要である。

このほか、213号令の第13条、第14条の規定によれば、買手が売手または関連者に直接、間接に支払うロイヤルティーは、以下のいずれにも該当しない場合、輸入貨物の課税価格に含める必要がある。

- ロイヤルティーと輸入貨物が関連しないこと
- ロイヤルティーの支払を、輸入貨物を中国に販売する条件としないこと

特殊な関係もしくはロイヤルティーの支払がある場合の課税価格の評価の問題は、税関が常に着目している問題であり、実務において、企業と税関の間でよく見解の相違が生じる問題でもある。現時点では、企業の申告内容に対して、税関がどのような措置を講じるのかが明らかではないが、通常であれば、企業がこれら三つの項目について“あり”と申告した場合、税関は価格に関する照会、事後的な調査等の方式でさらに審査を行う可能性が高いと考えられる。

一方で、これらの項目の申告が追加されたことにより、企業の法律責任も増すことになる。もし企業

が客観的かつ正確に申告をしなければ、事後的な検査または調査の段階で、“事実どおりに申告をしていない”と税関に認定され、処罰を受ける可能性がある。

クロスボーダーの関連者間取引あるいは国外に対するロイヤルティーの支払がある企業は、申告する前に財務、税務部門との内部的なコミュニケーションを強化し、関連者間取引、移転価格政策、国外に対するロイヤルティー支払の状況等をレビューして、これらが輸出入取引および価格に与える影響を分析、評価した上で、客観的かつ正確な申告を行う必要がある。上記の価格に係る項目は、毎回の輸出入貨物について申告する必要があるため、企業が申告の根拠または説明資料も同時に準備し、通関時または事後の税関による審査に備えることを提案する。もし不確定な要素または判断の難しい問題があれば、事前に税関の関連部門とコミュニケーションを取るか、または“価格補充申告”等の方式で説明を行うことにより、申告の誤りがないようにして、税関業務におけるリスクの低減を図ることも考えられる。

国際貿易に従事する多国籍企業グループについては、課税価格に関連する今回の変更点に注意を払い、この機会に移転価格と関税評価の関係をレビューし、ロイヤルティーおよびその他の非貿易項目の支払が関税評価に与える影響を分析することを提案する。

### (2) 輸出入コンプライアンス管理の強化

価格に係る申告項目が追加された以外に、その他の申告項目についても多くの変更点があり、その申告内容は企業の各運営部門に関係する可能性がある。しかし、企業の輸出入事務は通常、物流部門が担当し、また多くの企業は輸出入申告を第三者である通関業者に委託しているため、情報の理解が不十分であるか、適時にコミュニケーションが行われないことにより、事実どおりの申告が行われないという状況が生じやすい。故に、潜在的なコンプライアンスリスクがある。輸出入申告に関する要求および責任が増す中で、企業が今回の変更がもたらす影響を重視し、輸出入のコンプライアンス管理を強化することを提案する。これには、次のような措置が含まれる。

- 記入内容に関する要求および申告する情報

の入手先を明らかにした上で、積極的に関係者(例えば、サプライヤー、財務部門等)とコミュニケーションを取り、変更内容を伝え、必要となる情報について説明する

- 関連情報の内部、外部における伝達ルートを整理し、内部制度を策定、整備する
- 企業の輸出入申告に対する税関の審査状況を適時に把握し、早めに必要な対応がとれるようにする
- 貿易管理自動化システムを使用する企業は、システムの接続を保証するために、関連のフィールドを更新することも必要になる

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: [emiko.okubo@tohmatu.co.jp](mailto:emiko.okubo@tohmatu.co.jp)

### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号  
新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要:

[www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス:

[www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。